

徳島県告示第五百六十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

令和七年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

特別保護地区の名称		区 域		面積	存続期間	特別保護地区の保護に関する指針	
高越山鳥獣保護区特別保護地区		吉野川市山川町楠根地から高越寺に至る楠根地参道一一丁目の石標を起点とし、同所から南西に約一キロメートル進み奥野井谷川上流の通称垢離取り川との交点に至り、同所から奥野井谷を北西に進み通称茅の丸に至り、同所から稜線を北東に進み同市と美馬市との境界線との交点に至り、同所から植生界を北東、東及び南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		一〇〇ヘクタール	令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで	森林鳥獣生息地	この区域は、天然林及びオンツツジの群落を有し、多様な鳥獣の生息に適していることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の良好な生息地の確保を図る。
鳴滝鳥獣保護区特別保護地区		美馬郡つるぎ町貞光字猿飼の鳴滝谷川と貞光川との交点を起点とし、同所から同川を南東に進み同町貞光と同町一字との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み標高七九六メートルの地点に至り、同所から歩道を西に進み林道大惣大宗線との交点に至り、同所から同林道を西に進み歩道との交点に至り、同所から同歩道を北に進み林道猿飼線との交点に至り、同所から同林道を北東に進み東に派生する稜線を北東に進み東に派生する稜線を東に進み同川との交点に至り、同所から同川を南東に進み起点に至る線で囲まれ		六二ヘクタール	同	同	この区域は、鳴滝谷川を中心とした森林地域であり、常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、スギ、ヒノキ人工林等多様な森林で構成されており、地形が急傾斜であるため、人を寄せ付けない地形であり、多様な鳥獣の生育に適していることから、特別保護地区に指定し、現況の地形及び植生の保全並びに鳥獣の生息環境の維

	た 一 円 の 区 域					持 を 図 る。
--	----------------------------	--	--	--	--	-------------------